

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成29年度予算額(案):260百万円 (前年度予算額:231百万円)

I 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 196百万円(139)

補助対象 : 都道府県・指定都市・中核市
 補助率:1/3
 支援対象 : 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

基本実施項目(地域の実情に応じて組み合わせる)

日本語と教科の統合指導の充実

- (必須)*日本語能力測定方法等の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- (必須)*「特別の教育課程」による日本語と教科の統合指導の実施

- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成
- ※但し、都道府県が高等学校だけを事業対象とした場合は*を必須項目としない

就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置 ○就学ガイダンスの開催 ○就学状況の調査
- 関係機関と連携した就学案内(パンフレット等の作成・配付)

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室(プレクラス)の実施 ○日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣 ○学校の実態に応じたその他の支援

指導・支援体制の整備

- 拠点校の設置、巡回指導等の拠点的功能の実施
- 学校種間連携による指導・支援体制整備 ○地域連携のための協議会の開催

学力保障・進路指導

- 高校進学促進、高校における日本語指導・教科指導の充実
- 進路相談の充実(相談員の派遣等)

成果の普及

- (必須) 成果報告書の公表、シンポジウムの開催等

- ・帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円(0.6)
- ・外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業 11百万円(0)

追加実施項目 (基本実施項目に加えて取り組む自治体に対する支援)

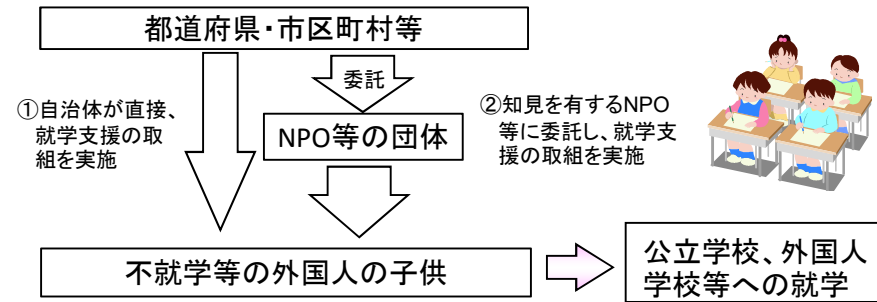
- ◎ 保幼小連携による就学予定の幼児に対するプレスクールの実施
- ◎ 企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路ガイダンス、キャリア教育、インターンシップ等の実施
- ◎ 支援員人材確保等のためのNPO・大学等と学校の連携体制の構築
- ◎ 少数在籍校における指導体制構築の支援
 - ・拠点校・巡回指導等の拠点的功能の設置
 - ・少数在籍校の指導・支援体制の充実(コーディネーター配置等)
 - ・日本語指導ができる支援員/母語が分かる支援員の派遣

II 定住外国人の子供の就学促進事業 52百万円(90)

補助対象 : 都道府県・市区町村(教育委員会・首長部局)等
 補助率:1/3
 支援対象 : 就学に課題を抱える外国人の子供

- 目的: 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助
- 取組例:
 - ・学校とのコーディネートを通じた就学の促進
 - ・就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
 - ・日本の生活・文化に適應するための地域社会との交流 等

(事業実施スキーム)



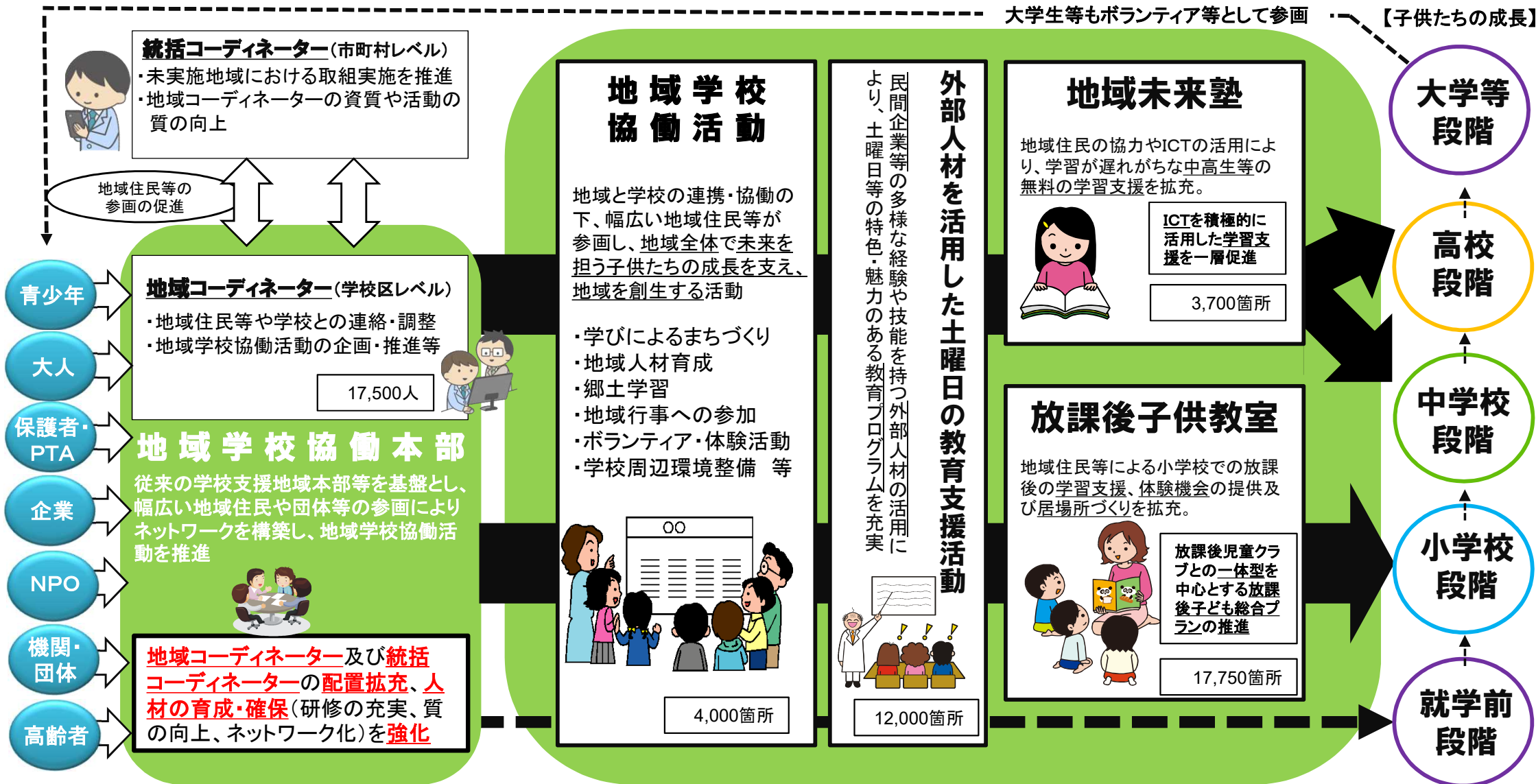
公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進
 学校外における不就学等の外国人の子供の就学支援体制の整備

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,295百万円)
29年度予定額 6,435百万円

| 【補助率】 | |
|-------|-----|
| 国 | 1/3 |
| 都道府県 | 1/3 |
| 市町村 | 1/3 |

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。
平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



「子どもゆめ基金」事業

1. 事業要旨

未来を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。

2. 実施主体

独立行政法人国立青少年教育振興機構

3. 事業内容

(1) 助成事業

青少年団体等の行う以下の活動に対して助成金を交付

① 子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成

ア 子どもを対象とする体験活動

- ・ 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
- ・ 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など

イ 子どもの体験活動の支援する活動

- ・ 子どもの体験活動の指導者養成 など

② 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

ア 子どもを対象とする読書活動

- ・ 読書会活動、読み聞かせ会 など

イ 子どもの読書活動の支援する活動

- ・ 子どもの読書活動の振興を図るフォーラムの開催 など

③ 子ども向けソフト教材を開発・普及する活動に対する助成

- ・ 子どもの体験活動や読書活動を支援する・補完する、インターネット等で利用可能なデジタル教材を開発し、普及する活動

(2) 普及啓発事業

子どもの体験活動や読書活動の振興を図るための普及啓発事業等の実施

4. 助成対象団体

民法法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体